

- ・スマホ相談員とスマホ講師は何が違うの?
- →スマホ相談員は高齢者を1対1でサポートするのに対し、スマホ講師は教室等で同時に複数の高齢者をサ ポートします。
- ・研修では、どういう内容を学ぶの?
- ➡スマートフォンの基本機能(電話・メール・LINE)の活用方法をはじめ、インターネット詐欺や犯罪に巻 き込まれないためのトラブル対策知識等を学びます。また、デジタル活用支援員として活動する際の接客 マナーなどもロールプレイングができるので、安心して受講いただけます。
- ・スマートフォン初心者向けの講習ではないの?
- →この研修は、電話やメール・インターネット検索など、普段からスマートフォンをよく利用している方を 対象としています。スマートフォンの基本的な操作方法等を学ぶ研修ではありませんのでご注意ください。
- ・普段は iPhone を使用しているため、アンドロイドに慣れていないけど大丈夫?
- →研修内では iPhone・アンドロイドの両端末を用意していますので、普段使用していない機種で操作練習を して、慣れていただければ大丈夫です。
- ・研修を欠席しても大丈夫?
- →原則、全日程ご出席ください。ただし、やむを得ず欠席される場合は、事前にご相談ください。 なお、研修最終日は認定試験を行いますので、必ずご出席ください。
- ・今回の研修を受けた後に最新のスマートフォンの機種や機能が追加された場合、相談員として教えられる か不安ですが大丈夫?
- →スキル・知識の定着及び向上のために、スマートフォンの新機能やその他最新の ICT 情報等に関する情報 共有を行う「知識アップデート研修」をオンラインで実施します。
- ・サポート業務等の活動は無償ですか?
- ➡有償で活動していただく予定です。詳細については、決まり次第シブカツ Web サイト等でご案内します。

【間い合わせ】

渋谷区福祉部生涯活躍推進課(渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ)

〒150-8510 東京都渋谷区渋谷2丁目21-1渋谷ヒカリエ8階

電話:03-6451-1418 FAX:03-6451-1428

受付時間:平日11:00~19:00、土曜日9:00~17:00

※日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く シブカツ Web サイト→http://www.shibuya-shibukatsu.jp/

シブカツ Web サイトはこちら

デジタル活用支援員の募集要項

デジタル活用支援員とは

高齢者のデジタルデバイド(情報格差)解消を目指し、地域の高齢者のデジタル機器操作をサポートする人の ことです。研修を受講し、認定試験に合格するとデジタル活用支援員として活動することができます。区主 催のスマートフォン相談事業の相談員や、スマートフォン講座の講師等として活動していただく予定です。

対象者

下記すべてに当てはまる人

- ①研修受講初日の時点で区内在住・在勤・在学かつ 18 歳以上である
- ②スマートフォン・パソコン等のデジタル機器を日常的に使用している
- ③デジタル活用支援員として活動することを希望する

申込方法

区 LINE 公式アカウント

(詳しくはしぶや区ニュース8月1日号、シブカツWebサイトをご覧ください。)



研修概要

◎スマホ相談員育成研修(全5日) 受講費用:無料

スマートフォン相談事業等における相談員やサポートスタッフとしての活動を想定し、主に1対1で高 **齢者のサポートを行う**ために必要な知識・スキルを習得する研修です。研修最終日に実施する認定試験 に合格した方をスマホ相談員に認定します。

≪日程≫

平日コースまたは土曜コースを選択できます(平日 or 土曜日の週1日×5回)

【第1回】 受付期間: 令和3年6月15日~7月3日 **(受付終了)**

平日コース: 令和3年7月20・27日、8月3・10・17日(火) 13:00~17:00 土曜コース: 令和3年7月17・24・31日、8月7・14日(土) 13:00~17:00

【第2回】 受付期間:令和3年8月1日~8月18日

平日コース: 令和3年9月3・10・17・24日、10月1日(金) 13:00~17:00 土曜コース: 令和3年9月4・11・18・25日、10月2日(土) 13:00~17:00

【第3回】 受付期間:令和3年12月1日~12月18日

平日コース: 令和4年1月11・18・25日、2月1・8日(火) 13:00~17:00 十曜コース: 令和4年1月8・15・22・29日、2月5日(土) 13:00~17:00



≪定員≫

各コース 20 人程度(抽選)

≪会場≫

渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ (渋谷ヒカリエ8階)

≪持ち物≫

本人確認ができるもの(有効期間内の運転免許証・健康保険証など)、在勤・在学を証明できるもの(社員証・ 名刺・学生証など)、ご自身のスマートフォン、筆記用具

↓スマホ相談員育成研修の認定試験に合格した方は、次のステップアップを目指せる研修の用意があります↓

◎スマホ講師育成研修(全3日) 受講費用:無料

スマートフォンの使い方教室等で講師として活動することを想定し、**同時に複数の高齢者へサポートを行う**ために必要な、スマホ相談員よりも高度なレベルの知識・スキルを習得するための研修です。研修最終日に実施する認定試験に合格した方をスマホ講師に認定します。

≪日程≫

【第1回】 受付期間:令和3年8月18日~8月31日

日程: 令和3年9月14・21・28日(火) 13:00~17:00

【第2回】 受付期間:令和3年10月4日~10月18日

日程: 令和3年11月5·12·19日(金)13:00~17:00

【第3回】 受付期間:令和4年2月9日~2月21日

日程:令和4年3月5·12·19日(土)13:00~17:00

≪対象者≫

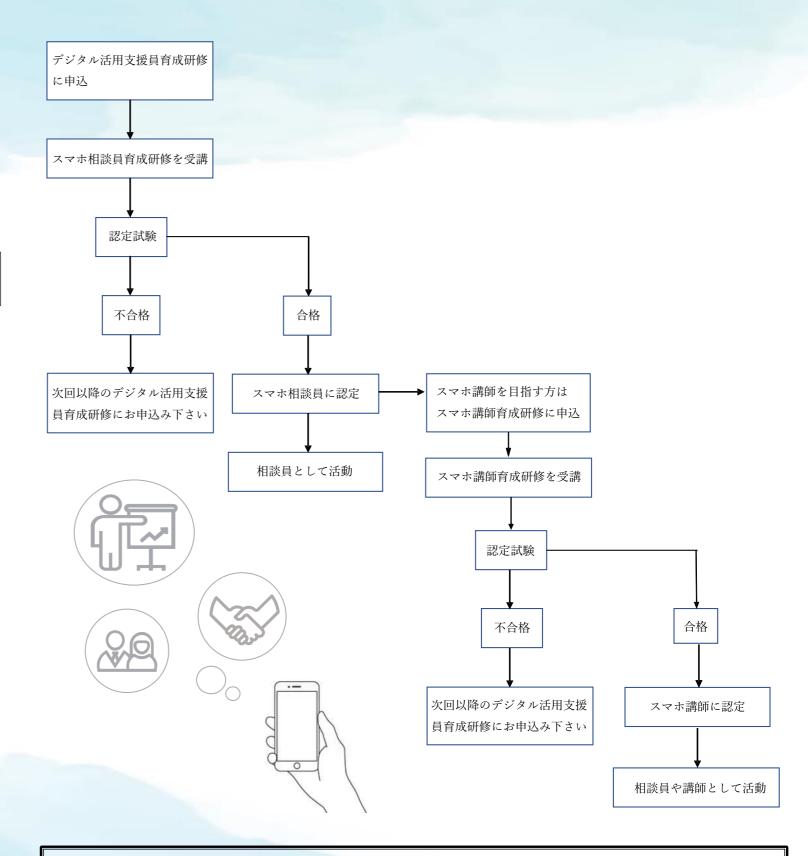
スマホ相談員育成研修の認定試験合格者のうち希望者

※スマホ講師育成研修について、詳しくはスマホ相談員育成研修のなかでご案内します。

※新型コロナウイルス感染拡大等に伴い、内容を一部変更する場合がございます。

※特別な介助が必要な場合や車いすをご利用の場合はあらかじめお知らせください。

申込から活動までの流れ



◎スマホ相談員に認定された方には高齢者デジタルデバイド解消に向けた実証事業*参加者への サポート業務をお手伝いしていただきます。

※実証事業…65歳以上の区民の方へスマートフォンを2年間無料で貸し出す実証事業

2